

容器包装を扱う事業者様へ

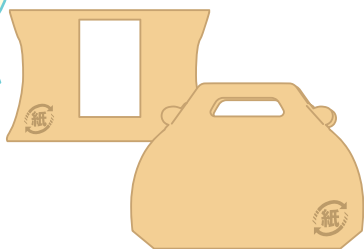
リサイクルマークの表示ルールを ご存知ですか？



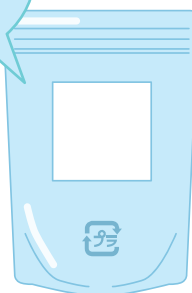
容器包装の材質や成分によってそれぞれマークがあります。いずれも「リサイクル識別表示マーク」です。一般的にはリサイクルマークと呼ばれています。紙マークやプラマークについて表示ルールを紹介いたします。



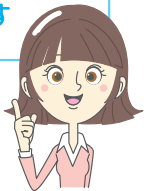
紙マークは、紙製品には必ず表示しなければならないマークです。



プラマークは、主にプラスチック製品に表示義務があるマークです。



リサイクルマークとは
私たちが分別しやすいように
付けられたマークです



リサイクルマークの表示義務について

日本には「資源の有効な利用の促進に関する法律」があります。これは「3R (リデュース・リユース・リサイクル)」を推進するための方策で、「リサイクル法」や「資源有効利用促進法」と呼ばれています。資源を使用した後にそのまま破棄するのではなく、リサイクルという形で有効利用しましょうという策です。これに基づき、私たちが分別して捨てられるように、事業者にはリサイクルマークを表示する義務が求められています。



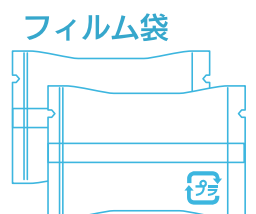
リサイクルマークの表示義務の対象となるのは誰でしょう

義務付けられているのは次の方です。

- 容器包装を作った事業者
- 容器包装の製作を依頼 (発注・注文) した事業者
- 輸入販売事業者

弊社にオリジナルのフィルム包装を
ご依頼いただいた場合

▶ 弊社と注文してくださったお客様の両方に
リサイクルマークの表示義務がございます。



表示をしなかった場合の罰則は

ルールを守らなかった場合、**勧告・公表・命令・罰則** が適用されます。

小規模事業者については表示をする義務はありますが、罰則などは適用されません。

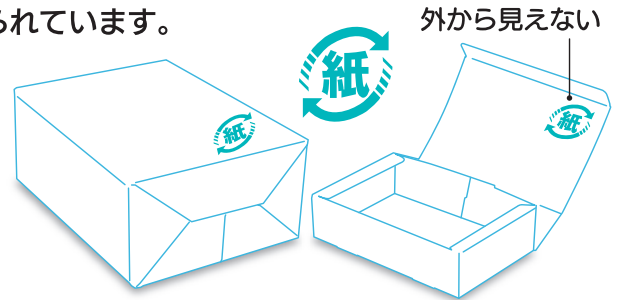
小規模事業者とは。

- 【例1】業種：製造業等／売上高：2億4,000万円以下／従業員：20名以下
- 【例2】業種：商業・サービス業／売上高：7,000万円以下／従業員：5名以下

義務があることには変わりはないため、
リサイクルマークは付けるようにしましょう！

リサイクルマークの表示する場所は

リサイクルマークは、表面(パッケージ)に表示するように定められています。内側など外からは見えないところに付けることはできません。



Q ラベルはリサイクルの対象ですか？

A ラベルが簡単にはがせるか。また、ラベルの大きさによりリサイクル義務の有無が判断されます。

商品の側面に覆うシール・ラベルなどのリサイクル義務の有無の判断の表

容易に分離が可能か ※1	商品容器の素材	ラベルの素材	ラベルの大きさ ※2	再商品化義務の対象となる素材と「申込用途」
容易に分離が可能 	PETボトル	プラスチック ※3	1/2 超	プラ「包装」
			1/2 以下	プラ「包装」
		紙	1/2 超	ラベル素材「包装」
			1/2 以下	義務対象外
PETボトル以外	プラスチック / 紙	1/2 超	ラベル素材「包装」	
		1/2 以下	義務対象外	
容易に分離が不可	PETボトル / 紙 / ガラスびん / プラスチック	プラスチック / 紙	1/2 超	容器素材の重量に含む
			1/2 以下	義務対象外



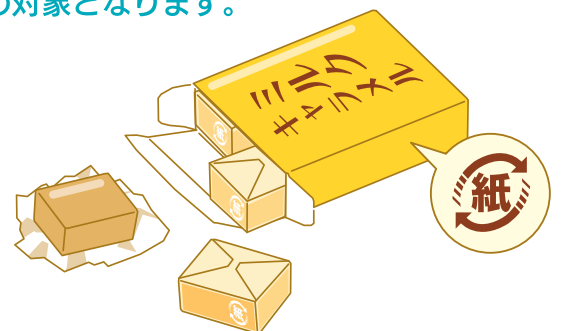
※1 ミシン目を入れるなど、消費者が器具などを使用せずに容易に取りは外せるか否か。

※2 商品全体を包むのに要する最低の面積が 1/2 を超えるか否か。

※3 PETボトルのプラスチックラベルについてはラベルの大きさに関わらず、業界の自主的な取り組みによって『プラ「包装」』となります。

Q キャラメル的一粒を包む包装紙は 1,300cm² 以下なので、識別マークを省略することができますか？

A 識別マークを表示する必要があります。1,300cm² 以下であれば識別マークを省略することができる包装紙は、小売販売業者が販売時に商品を包むものに限りです。したがって、製造時に使用される包装紙は 1,300cm² 以下であっても識別表示の対象となります。



「フィルム、ラベル」に力を入れています

PACK&WRAP



株式会社 谷山

本部 : 769-0104 香川県高松市国分寺町新名 72-3

TEL(087)874-5757 FAX(087)874-5564

松山(営) : TEL(089)958-2884 FAX(089)958-7988

徳島(営) : TEL(088)653-2628 FAX(088)653-2574

新居浜(営) : TEL(0896)29-5528 FAX(0896)29-5538

高知(営) : TEL(088)866-5505 FAX(088)866-5532

岡山(営) : TEL(086)441-6615 FAX(086)441-6625